

議案第9号

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が令和6年4月1日に改正されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大口町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8, 900円」を「9, 100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12, 440円」を「12, 500円」に、「13, 320円」を「13, 350円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10, 670円」を「10, 800円」に、「11, 550円」を「11, 650円」に、「12, 440円」を「12, 500円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8, 900円」を「9, 100円」に、「9, 790円」を「9, 950円」に、「10, 670円」を「10, 800円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大口町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大口町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新			旧					
(補償基礎額)			(補償基礎額)					
第5条 略			第5条 略					
2 略			2 略					
(1) 略			(1) 略					
(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9,100円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。			(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>8,900円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。					
3 略			3 略					
4 略			4 略					
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）					
補償基礎額表			補償基礎額表					
階級	勤務年数			階級	勤務年数			
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上	
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円	団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円	
	0円	0円	0円		0円	0円	0円	
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円	分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円	
	0円	0円	0円		0円	0円	0円	
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円	部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円	
	円	円	0円		円	円	0円	
備考			備考					
1・2 略			1・2 略					

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容等を定めており、具体的な内容については、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められています。

令和5年11月に給与法の一部が改正され、俸給月額が改定されたことから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について改正を行うため、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が令和6年4月1日に改正されます。これに伴い、大口町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

大口町消防団員等公務災害補償条例に規定している、非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額について、金額の改定を行います。また、消防作業従事者等に係る補償基礎額について、金額の改定を行います。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行します。